

**【表紙】**

**【提出書類】** 有価証券報告書の訂正報告書

**【根拠条文】** 金融商品取引法第24条の2第1項

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 平成20年3月7日

**【事業年度】** 第88期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

**【会社名】** 株式会社ツカモトコーポレーション

**【英訳名】** TSUKAMOTO CORPORATION CO. , LTD

**【代表者の役職氏名】** 取締役社長 瀬川 健次

**【本店の所在の場所】** 東京都中央区日本橋本町1丁目6番5号

**【電話番号】** 東京03（3279）1315（代表）

**【事務連絡者氏名】** 業務管理部会計チーム部長 坂東 精治

**【最寄りの連絡場所】** 東京都中央区日本橋本町1丁目6番5号

**【電話番号】** 東京03（3279）1315（代表）

**【事務連絡者氏名】** 業務管理部会計チーム部長 坂東 精治

**【縦覧の供する場所】** 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1、【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年6月29日に提出いたしました第88期（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものです。

2、【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況

3、【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_\_を付して表示しております。

第一部【企業情報】

第4 【提出会社の状況】

6 【コーポレート・ガバナンスの状況】

(訂正前)

(1)～(6) 省略

(訂正後)

(1)～(6) 省略

(7) 自己株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって市場取引等により自己株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、機動的な資本政策の遂行を可能とすることを目的とするものであります。

(8) 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数をより確実に充足できるようにし、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(9) 取締役の定数

当社は、取締役の員数について、9名以内とする旨を定款に定めております。

(10) 取締役の選任に関する決議

当社は、取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。